別紙

令和３年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
（ガス事業法及び液石法特定製品安全性等調査確認事業）

事業内容（仕様書）

令和３年　月　日

経済産業省　産業保安グループ　製品安全課

事業内容（仕様書）

１．件名

令和３年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(ガス事業法及び液石法特定製品安全性等調査確認事業)

２．事業目的

消費者保護施策の一環として、製品事故の未然・再発防止を図るため、市販されている商品について消費者保護関連法令に定める事項の遵守状況等の調査及び試験を行い、商品の安全性の確認を図るとともに製造・輸入事業者に対する指導監督の参考に資する資料を得ることを目的とする。

経済産業省においては、消費者保護施策の一環として、従来から経済産業省所管物資に係る商品について消費者保護関連法令の遵守状況、商品の安全性、品質・性能等の試験を行い、その結果に基づき、製造・輸入事業者、販売事業者に対する法令等の厳正な適用、安全性及び品質・性能の向上に係る指導等を行うとともに、これらに関する結果の公表による消費者への周知徹底、法令等の見直し等の措置を講じてきているところであり、今後も市販商品の安全性等の確認を行うことにより、消費者保護を一層推進していく必要がある。

このため、当委託契約においては、現在市販されているガス用品及び液化石油ガス器具等（燃焼機器）を買い上げ、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）及び同法関係法規並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下「液石法」という。）及び同法関係法規、通達に定める技術上の基準等の遵守状況、表示内容の妥当性等についての確認及び問題点の解明を行うことにより、商品の安全性等を確認するとともに、ガス用品及び液化石油ガス器具等に起因する事故の未然防止及び再発防止、並びに今後の安全施策の検討に資するための調査を行う。

３．事業内容

上記目的に沿って、以下の事項を実施する。

（１）対象とする製品の選定

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和４６年通商産業省令第２７号）別表第１及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和４３年通商産業省令第２３号）別表第１に定める製品を対象とする。

本年度は、重大製品事故件数が多く火災等に至るリスクが大きい製品、火災等に至るリスクは大きくないものの法令違反が継続的に散見されている製品、インターネット販売をはじめとする販売形態の多様化により中国を始めとする海外からの新規参入者や生活環境の変化等に伴って今後販売が増えると見込まれる製品を中心に選定し、以下の①～③の製品について、決められた機種数分の製品を選定の上、必要個数購入すること。

なお、③の対象製品は、業務用こんろを中心に製品を選定すること。また、都市ガス用（ガス事業法）と液化石油ガス用（液石法）が存在するが、著しく偏りがないように実施すること。

① カートリッジガスこんろ（液石法） ８機種程度
※液化石油ガスを充填した容器と燃焼器とを硬質管以外の管によって接合する構造のこんろ

② 屋外式ストーブ（液石法） ４機種程度
※適用除外ガス用容器を使用する構造のもの

③ ガスこんろ（ガス事業法）及び一般ガスこんろ（液石法） ４機種程度

（２）試料の選定及び購入

（１）に列挙された品目及び機種数に基づいて製品を購入することとする。購入に当たっては、当該試験において、試料の分解を伴う材料試験及び破壊を伴う衝撃（耐久）試験等を行う必要があるため、選定した各型式の製品を①及び②については３台程度、③については２台程度購入することとし、変更が生じる場合には製品安全課と協議の上、購入台数を決定すること。

型式の選定にあたっては、市場流通量を十分に調査したうえで、可能な限り異なる製造・輸入事業者の製品を選ぶとともに、届出事業者以外（販売事業者）の製品を含めて幅広い価格帯の製品を選定すること。また、購入先は国内の販売事業者であることとし、小売販売店、インターネット販売等さまざまな販売事業者から購入するよう配慮し、可能な限り購入が特定の販売事業者に偏ることがないように選定すること。具体的な製品及び購入先については、製品安全課と協議の上、決定すること。

（３）試験内容

都市ガス用については、ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（令和２年７月８日付け２０２００６２３保局第１号）の別添２で示す技術的内容の例の表中の規定に掲げる事項について試験を実施し、技術的内容への適合性を確認する。

液化石油ガス用については、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（令和２年７月８日付け２０２００６２３保局第２号）の別紙で示す技術的内容の例の表中の規定に掲げる事項について試験を実施し、技術的内容への適合性を確認する。

なお、試験内容の一部について、上記に示す事項によることができない場合は、事前にその対応について製品安全課と協議の上、試験を実施すること。

（４）報告書の作成

（３）の試験方法に従って行われた試験結果等に基づき、ガス用品及び液化石油ガス器具等の技術的内容への適合性等について取りまとめ、報告書を作成する。その際、以下の項目を考慮すること。

・試験結果については、詳細な取りまとめとは別に概要を数ページでまとめること。
・購入製品の写真、必要な表示事項部分の写真及び試験に用いた主要試験装置の写真も併せて添付すること。
・試験及び調査の結果について、技術的内容の各項目への適合状況が分かるようにすること。
・技術的内容への不適合が発見された場合には、不適合箇所の内容及び適合すべき事項について取りまとめ、一つ一つの不適合について、問題点を明らかにすること。
・技術的内容に係る事項以外で安全性に係る不備や懸念が認められた場合、それら指摘を含めて報告書を作成すること。
・試験の進め方、結果等につき、適宜、製品安全課に確認、報告をしながら進めること。

４．事業実施期間

委託契約締結日から令和４年２月２８日（月）までとする。

５．納入物

調査報告書　電子媒体（ＣＤ－Ｒ）　１式

なお、調査報告書の電子媒体は、ＰＤＦ形式及び以下の形式のものとすること。

・文書ファイルは、一太郎形式又はワード形式で保存したもの。（ジャストシステム一太郎の場合は、Ｖｅｒ．１３形式で保存したもの、マイクロソフトワードの場合はＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ２０１０の形式のもの、又はこれらのファイル形式と同

等の形式で保存され読み込み可能な文書ファイルとして保存したもの。）
・表ファイルは、エクセル形式で保存したもの。（表ファイルの形式は、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ　２０１０の形式のもの、又はこのファイル形式と同等で保存され読み込み可能なファイルとして保存したもの。）
・その他、画像等、読み込み可能なファイルとして保存したもの。

６．成果物の納入先
経済産業省産業保安グループ製品安全課

７．その他
（１）情報セキュリティに関する事項
業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

（２）情報管理体制
①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別紙様式を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。
（確保すべき履行体制）
契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

（３）履行完了後の情報の取扱い
国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

別記

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

1）受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

2）受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3）受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

4）受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

5）受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

6）受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

7）受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

8）受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18･03･22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18･03･24 シ第 1 号）」及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成３０年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9）受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10）受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

11）受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1)から 10)まで及び 12)から 18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12）受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、ＯＳ、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年１回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13）受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

14）受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15）受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16）受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすまし

の防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17）受託者は、本業務を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

18）受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、ＨＴＭＬソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（ＧＰＫＩ）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのＯＳやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、ＯＳやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのア

クセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

（別紙様式）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※４）
情報管理責任者（※１）	A						
情報取扱管理者（※２）	B						
	C						
業務従事者（※３）	D						
	E						
再委託先	F						

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

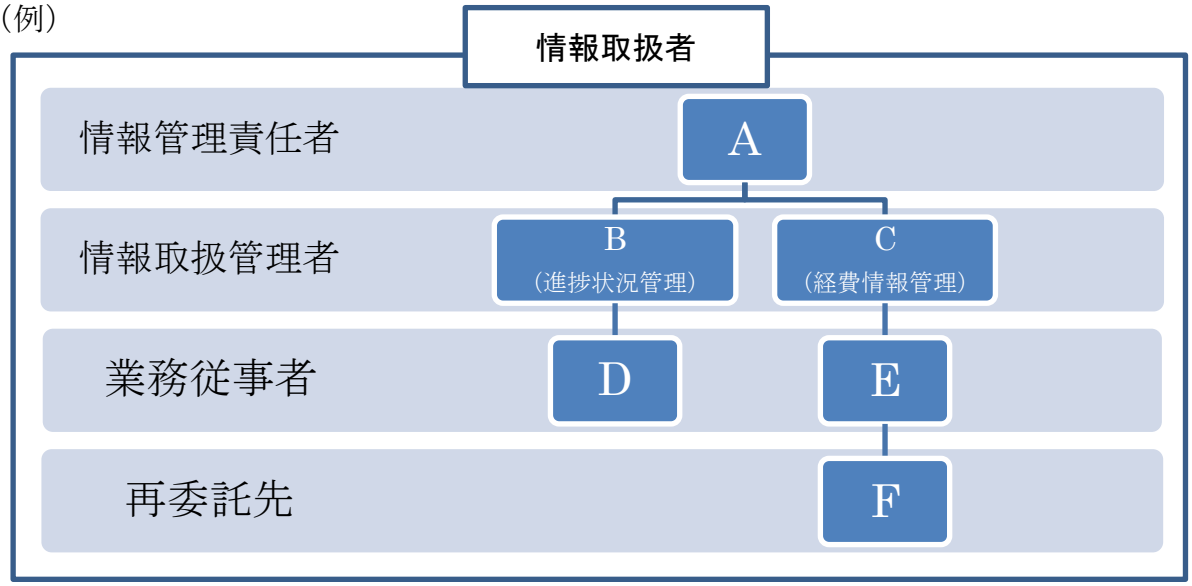

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。